

大阪市指定喫煙所整備にかかる指針

1 目的

大阪市路上喫煙の防止に関する条例（平成19年大阪市条例第54号。以下「条例」という。）に基づき、市民等の安心、安全及び快適な生活環境の確保を目的として、大阪市指定喫煙所整備にかかる指針を策定し、本市自ら喫煙所の設置に努めるとともに、本指針に適合する民間事業者の所有する喫煙所を指定喫煙所に指定する。

また、民間事業者による喫煙所の設置を本市が助成するなど喫煙所整備に努める。

2 用語の定義

本指針での用語の定義は、条例に定めるもののほか、次のとおりとする。

「指定喫煙所」とは、公共の用に供し、無償で一般に開放され、誰もが利用できる喫煙所で本市が指定したものをいう。

3 整備方針

- (1) 本市が設置する指定喫煙所は、「大阪市公設喫煙所設置基準」により設置する。
- (2) 本市は、既に民間事業者により設置されている喫煙所で、本指針に適合すると判断したものを、民間事業者の申請により指定喫煙所として指定することができる。
- (3) 民間事業者が喫煙所を整備（新規・改修）するにあたり本市に申請し、本市がその整備内容について本指針に適合すると判断した場合、整備費等を助成することができる。助成により整備した喫煙所は、指定喫煙所として指定する。

4 指定する喫煙所について

- (1) 本市は、別表に定める要件を満たすものを指定喫煙所として指定するとともに、指定喫煙所の所在場所について適切に周知する。
- (2) 指定喫煙所が要件を満たさなくなった場合は、本市は指定を取り消すものとする。

5 その他

この指針に定めるもののほか、必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

この指針は、令和5年4月27日から施行する。